

2005年非常事態令のポイント

(ジェトロバンコクがポイントを整理したものであり、正式な訳ではありません)

第1条 名称

第2条 施行日

第3条 旧法の廃止

第4条 定義

第5条 非常事態の宣言および期間

- 非常事態宣言
 - 首相は、閣議の承認を得た後に非常事態を宣言
 - 閣議の承認が得られない場合は、首相が即座に非常事態を宣言し、3日以内に閣議の承認を得る。
 - 3日以内に閣議の承認を得られない場合は、上記非常事態宣言は無効に。
- 非常事態の期間
 - 非常事態権限は宣言から3カ月を超えない期間のみ発生。
 - 3カ月を超える必要がある場合は、閣議の承認を得た後に、毎回3カ月を超えない期間ずつ延長が可能。
- 非常事態の取り消し
 - 非常事態の収束、閣議の不同意、延長期間の終了があった場合は、首相が非常事態の取り消しを宣言。

第6条 非常事態委員会の組織

- 構成員：
 - 委員長：副首相
 - 副委員長：防衛大臣、内務大臣、法務大臣
 - 委員：防衛省事務次官、内務省事務次官、社会開発・安全保障省事務次官、法務省事務次官、国家安全評議会事務局長、司法長官、軍最高司令官、陸軍・海軍・空軍総司令官、警察庁長官、地方自治体管理局長、災害防止軽減局長
 - 委員および事務局：国家安全評議会
- 権限
 - 非常事態（第5条）、重大事態（第11条）の宣言を行うことの判断に資する国内・国際情勢の監視・評価
 - 非常事態令に基づく適切な措置の実施

第7条 非常事態下における省庁等の権限

- 省庁等の権限の首相への一時的移譲
 - 認可、指示、命令などの発布や緊急事態の防止、救済、復興、人々の生活の支援にかかわる大臣、個別省庁の権限および義務については、一時的に首相に移譲。かかる権限移譲については、閣議の出す布告によるものとする。
- 実施権限を持つ担当官の指名
 - 首相は、非常事態令に基づく義務を果たすため、担当官を指名し、担当官は首相の持つ権限・義務を行使する役割を果たす。
 - 担当官を省庁・警察・軍から選任する場合は、局長、警察本部長、司令官もしくは同等の権限を有するものから選定され、かかる担当官は、チーフ・オフィシャルとして特定分野・地域の非常事態を救済する権限を持つ。
- 首相の代理
 - 首相は副首相、1名もしくは複数的大臣に自身の持つ権限の執行を委ねられる。

第8条 担当官の補助

- 首相もしくは指名された大臣は、機能の行使のため、特定の間もしくはグループをアドバイザー・補助として指名することができる。

第9条 規制の発動

- 首相は、非常事態からの救済、解決、状況の悪化を防ぐため、以下の規制を発動する権限を有する。
 - 特定時間帯における外出の禁止
 - 集会および不安定化をもたらすような行為の禁止
 - 不安をあおるような表現、報道の禁止
 - 道路・車両の使用の禁止もしくは制限
 - 建物の利用、進入、滞留の禁止
 - 特定地域への住民の避難指示、特定地域への進入の禁止
- なお、上記の権限については、人々の生活に不必要な障害を与えないよう、適宜時間帯やそれぞれの内容に条件を与えることとされている。

第10条 規制発動権の代理

- 首相は、第7条4項に従い、第9条で規定する規制の発動をチーフ・オフィシャルに代理させることができる。

第11条 重大事態

- 非常事態がテロ、軍事力の使用、人命・財産への危害等をもたらし、それを解決するために効率的かつ時宜を得た行動をする必要がある場合、閣議の承認を得る形で、首相は重大事態を宣言し、第5条および第6条の該当部分が適用される。

(重大事態移行時の首相権限については詳細略)

第12条 重大事態下における逮捕・拘束行為

第13条 情報通信機器の利用範囲に関する通達

第14条 規制、通達、その他命令の掲載

- 第5条、7条、8条、9条、11条、15条にかかる規制、通達、その他の命令については発効時に官報にも掲載するものとする。

第15条 担当官の権限

第16条 規制、通達、その他命令の行政裁判所およびその手続きからの除外

第17条 担当官の民事、刑事、懲戒責任からの除外

第18条 罰則規定

- 第9条、10条、11条、13条にかかる規制、通達、その他の命令に違反する者は、2年以下の懲役、4万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が課される。

第19条 首相による非常事態令の執行

以上